

I 平成26年景品表示法の改正

104頁下から1行目

景品表示法は平成26年の2度にわたる改正により、事業者に対する管理措置の義務づけ、都道府県知事への権限の委任、課徴金制度の導入が行われ、条文も大きく変わった。課徴金制度の導入は、平成26年11月27日から1年6カ月以内に施行される。

1. 平成26年改正（平成26年法律69号・法律71号）

事業者は、新たに、景品類の提供及び表示の管理上の措置を講ずべきことが義務づけられる（26条）。消費者庁は、管理措置指針（ガイドライン）を策定している（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針、平成26年11月14日内閣府告示第276号）。消費者庁は、事業者に対して、指導及び助言を行い（27条）、場合によっては、勧告及び公表を行うことができる（28条）。

消費者庁は、手足となる実行部隊を持たない。景品表示法の効果的な執行を行うため、農林水産省等への当該事業者の事業を所管する大臣への権限委任（33条3項・5項）、都道府県知事への権限の委任（同条11項）が行われる。農林水産省は、地方農政局を有し、地方農政局の職員を景品表示法違反の摘発に活用することが可能になる。また、都道府県知事は、従来の指示ではなしに、直接、措置命令を行うことが可能になる。

2. 平成26年改正法（平成26年法律118号）－課徴金制度の導入

景品表示法違反行為に対する抑止力を強化するため、景品表示法違反を行った事業者に対しては、新たに課徴金が課せられる。課徴金納付命令の対象となる違反行為は、優良誤認及び有利誤認に限定される（8条1項1号・2号、5条1号・2号）。措置命令とは異なり、相当の注意を行った場合には、課徴金納付を命じることができない（8条1項但し書き）。課徴金は、違反行為の対象となった商品又は役務の売上高の3%である。課徴金対象期間は、最長3年間である（同条2項）。150万円未満の場合の裾切り要件がある。不実証広告も、課徴金納付命令の対象となり、優良誤認の表示と推定される（同条3項）。

調査開始前に、消費者庁へ違反事実を申告した場合には、課徴金を50%減額するという課徴金減額制度がある（9条）。消費者法特有の制度として、被害者である消費者に返金措置を行った場合には、課徴金を減免する制度が、日本では、初めて導入された（10条）。被害者の救済を促進するためである。

〔参考文献〕

特集「平成26年改正景品表示法」公正取引770号2頁以下（2014年）

白石忠志・連載「景品表示法の構造と要点」NBL1043号34頁（2015年）

II 平成25年独禁法改正－審判制度の廃止

1. 132頁下から9行目

平成25年改正により、原始独禁法制定以来、長らく続いていた公取委の審判制度が廃止された。これまで第一審の役割を果たしていた審判制度の廃止に伴い、独禁法関係事件の管轄も東京高裁から東京地裁に移った。審判制度は、独立行政委員会として公取委の準司法的権限の中核を担うものであった。その代わりに、処分前手続としての事前手続を慎重に行うため、意見聴取手続を設けることにした。

2. 133頁12行目

（2）意見聴取手続

公取委は、排除措置命令や課徴金納付命令を行う場合、命令を行う前に命令の名宛人となることが見込まれる事業者（当事者）に意見を述べさせ、適切な行政処分を行うため、命令に先立つ事前手続として、当事者に対し意見聴取を行わなければならない（49条）。意見聴取手続は、公取委が指定する職員（意見聴取官）がこれを主宰する（53条、意見聴取規則）。

公取委は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、①予定される排除措置命令の内容、②公取委の認定した事実およびこれに対する法令の適用、③意見聴取の期日および場所、④意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称および所在地を書面により通知しなければならない（50条1項）。この書面においては、①意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、および証拠を提出し、または意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書および証拠を提出できること、②意見聴取が終結する時までの間、証拠の閲覧または謄写を求めることができることを教示しなければならない（同条2項）。

当事者は、通知があった時から意見聴取が終結するまでの間、当該意見聴取に係る事件について、公取委が認定した事実を立証する証拠の閲覧または謄写を求めることができる。公取委は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、閲覧または謄写を拒むことができる。謄写については、当該証拠のうち、当該当事者もしくはその従業員が提出したものまたは当該当事者もしくはその従業員の供述を録取したのものとして公取委規則（意見聴取規則13条）で定めるものの謄写に限る（52条）。

意見聴取の期日においては、①予定される排除措置命令の内容、認定した事実、主要な証拠および法令の適用に関する審査官からの説明、②当事者からの意見陳述、証拠提出および審査官への質問がなされる。指定職員から当事者に対し、質問し、意見の陳述や証拠の提出を促し、審査官へは追加説明を求めることができる。意見聴取の過程は、公開されない（54条）。

意見聴取の終結後、指定職員は、意見聴取の期日における当事者の意見陳述等の経過を記載した調書と、意見聴取に係る事件の論点を整理した報告書を作成し、提出された証拠を添付して、委員会に提出しなければならない（58条）。委員会は、提出された調書と報告書の内容を十分に参酌して、排除措置命令に係る議決を行う（60条）。排除措置命令は、名宛人に排除措置命令書の謄本を送達することによってその効力を生じる（61条2項）。課徴金納付命令の手続についても同様である（62条）。

3. 133頁12行目から136頁6行目まで削除

4. 136頁7行目

(3) 排除措置命令等に対する司法審査

公取委が行った排除措置命令や課徴金納付命令に不服がある者は、行政事件訴訟法の規定に従い、公取委を被告として取消訴訟などの抗告訴訟を提起することができる（77条）。第1審の裁判所は、東京地裁の専属管轄である（85条1号）。東京地裁の判決に不服がある場合には、東京高裁に控訴し、最高裁に上告することができる。

5. 136頁下から8行目、144頁14行目

審判制度の廃止に伴い、緊急停止命令の管轄は、東京地裁の専属管轄となった（70条の4、85条2号）。独禁法25条に基づく損害賠償請求訴訟も同様である（85条の2）。

6. 134頁図2-9 次頁のものに差し換え

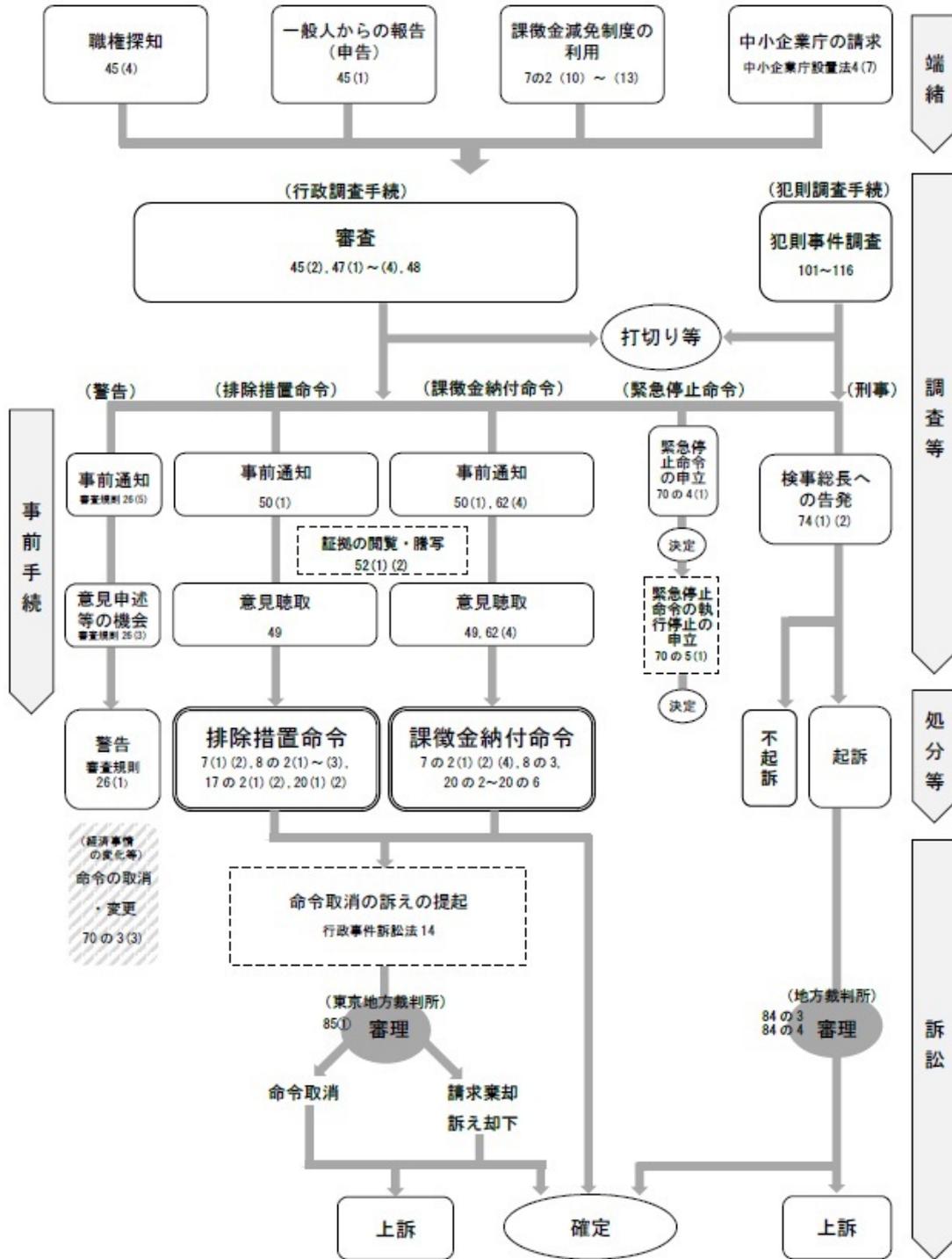
[参考文献]

特集「平成25年改正独占禁止法」公正取引761号2頁以下（2014年）

特集「改正独占禁止法における政令・規則等」公正取引772号2頁以下（2015年）

特集「独占禁止法改正と今後の展望」ジュリスト1467号11頁以下（2014年）

独占禁止法違反事件処理手続



[出典] 公正取引委員会ホームページ「独占禁止法違反事件の処理手続図」